

川崎市訓令第8号

市民文化局

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程（昭和３５年川崎市訓令第４号）の一部を次のように改正する。

別表市民文化局の部中

「

人権・男女共同参画室	平和館	平和館に勤務する職員	38時間45分 (館長)	8：30～17：15	12：00～13：00	月曜日及び 1週間のうち1日
------------	-----	------------	-----------------	------------	-------------	-------------------

」

を

「

戸籍住民サービス課		マイナンバーカードセンターに勤務する職員	38時間45分 (戸籍住民サービス課長)	1 日勤 8：30～17：15 2 変則勤務 11：15～20：00	勤務時間の途中において1時間	月曜日及び 4週間を通じ4日
人権・男女共同参画室	平和館	平和館に勤務する職員	38時間45分 (館長)	8：30～17：15	12：00～13：00	月曜日及び 1週間のうち1日

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和７年１０月１日から施行する。